

あなたの命を守るためにがん検診に行きましょう

～がん検診推進事業対象者の皆さまは無料で受診できます～

がんは、日本人の死因第1位を占め続けていますが、近年、早期発見・早期治療が可能となり、早期発見し適切な治療を受けることで、ほとんどの方が治る病気になりました。しかし、がん検診受診率は非常に低く、進行してから見つかるケースが少なくありません。がん検診を受け、症状の出てこない早期のがんを発見することが何よりも重要です。

町では本年度、子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診について、それぞれ対象者に、無料で検診を受けられる「無料クーポン券」を6月上旬に送付しました。この機会にぜひ受診しましょう。

◆各検診の無料クーポン券対象者◆

※年齢は、平成27年4月1日時点です。

子宮頸がん検診

20～30代
に急増

①下表の年齢に該当し、平成21～25年度に市町村の実施する子宮頸がん検診を一度も受診していない方

生年月日	年齢
平成4(1992)年4月2日～平成5(1993)年4月1日	22
昭和62(1987)年4月2日～昭和63(1988)年4月1日	27
昭和57(1982)年4月2日～昭和58(1983)年4月1日	32
昭和52(1977)年4月2日～昭和53(1978)年4月1日	37

②下表の年齢に該当し、平成22～26年度に市町村の実施する子宮頸がん検診を一度も受診していない方

生年月日	年齢
平成6(1994)年4月2日～平成7(1995)年4月1日	20
平成元(1989)年4月2日～平成2(1990)年4月1日	25
昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日	30
昭和54(1979)年4月2日～昭和55(1980)年4月1日	35
昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日	40

乳がん検診 (マンモグラフィ検診)

ピークは
40代と60代

①下表の年齢に該当し、平成21～25年度に市町村の実施する乳がん検診を一度も受診していない方

生年月日	年齢
昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日	42
昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日	47
昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日	52
昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日	57

②下表の年齢に該当し、平成22～26年度に市町村の実施する乳がん検診を一度も受診していない方

生年月日	年齢
昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日	40
昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日	45
昭和39(1964)年4月2日～昭和40(1965)年4月1日	50
昭和34(1959)年4月2日～昭和35(1960)年4月1日	55
昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日	60

大腸がん検診

40代から
なりやすくなる

下表の年齢に該当する方

生年月日	年齢
昭和49(1974)年4月2日～昭和50(1975)年4月1日	40
昭和44(1969)年4月2日～昭和45(1970)年4月1日	45
昭和39(1964)年4月2日～昭和40(1965)年4月1日	50
昭和34(1959)年4月2日～昭和35(1960)年4月1日	55
昭和29(1954)年4月2日～昭和30(1955)年4月1日	60

あなたの命を守る大切な検診が
無料で受けられます。

詳細は、対象者に送付しました
「お知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先 保健福祉課健康推進係(32)2554

集団マンモグラフィ(乳がん)検診

今年1月に配布された平成27年度各種検診申込書にてマンモグラフィ検診の申し込みをされた方には、検診票などを7月中旬に送付します。検診日時などを確認し、必ず受診してください。

検診料

2,500円

※「がん検診推進事業(乳がん検診)」の該当者は無料です。該当者には6月上旬に通知を送付しています。詳細は通知をご覧ください。

また、検診限度人数に多少の余裕があるため、申し込みをしなかった方も、今から申し込みができます。

検診日

7月28日(火)・29日(水)

受付時間(時間差受付)

- 午前9時～11時20分
- 午後1時～2時20分

※日時の変更を希望される方は、必ず保健福祉課健康推進係にご連絡ください。

対象者

40歳以上の女性で昨年度検診を受診していない方。(マンモグラフィ検診は2



申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32) 2554

申し込み方法

保健福祉課健康推進係へ電話でお申し込みください。

国保税の課税限度額と 保険税軽減範囲が変わります

平成27年度国の税制改正に伴い、国保税においても次の2点が変わります。

①国保税の課税限度額引き上げ
これまで合計で81万円だった課税限度額が85万円に引き上げられます。

●医療給付費分 52万円

(これまで 51万円)

●後期高齢者支援金分17万円

(これまで 16万円)

●介護納付金分 16万円

(これまで 14万円)

②国保税の軽減判定所得の改正

国保税には、世帯の所得金額に応じて、税を軽減する制度があります。そのうち、5割軽減と2割軽減の基準が変わります。(下表)

問い合わせ先

税務課住民税係
(32) 3111(内線43)
保健福祉課健康推進係
(32) 2554

	改正前	改正後
7割軽減の軽減判定所得	〈世帯の総所得金額〉 33万円以下	33万円以下
5割軽減の軽減判定所得	33万円+24.5万円×被保険者数 以下	33万円+26万円×被保険者数 以下
2割軽減の軽減判定所得	33万円+45万円×被保険者数 以下	33万円+47万円×被保険者数 以下

消費者 ホットライン 188番

消費生活相談窓口等を案内する「消費者ホットライン」は、3桁の電話番号188番での案内を開始します。

問い合わせ先

消費者庁
消費者教育・地方協力課
03-3507-9174
身近な相談窓口
町総務課庶務係(内線25)

イヤヤ(188)

嫌や! 泣き寝入り!!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は、消費者ホットライン(局番なし188番)にお電話ください。